鳥取県告示第407号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から 当該指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示す る。

平成21年6月9日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を 行っていた事業所 の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行っ ていた事業所の所在 地	障害福祉サ ービスの種 類	廃止年月日
社会福祉法人	東伯郡湯梨浜	社会福祉法人湯梨	東伯郡湯梨浜町大字	行動援護	平成21年3月
湯梨浜町社会	町大字泊1085	浜町社会福祉協議	泊1085-1		31日
福祉協議会	- 1	会 指定居宅介護			
		事業所			